

令和3年2月22日

予備試験（憲法）

1. 本件立法は、報道関係者が犯罪被害者等に対して取材等を行うことを制限するものである。そのため、その憲法適合性につき検討するにあたっては、まず、報道関係者が取材等を行う自由が憲法により保障されているかが問題となる。
そもそも、報道関係者の報道は国民の知る権利に奉仕するという重要な意義を有していることから、憲法21条1項の表現の自由として保障されていると解する。そして、取材は報道にとって不可欠の前提であることから、取材の自由も憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものであると解する。
2. もっとも、取材の自由も、公正な裁判の実現（憲法32条、37条1項）という憲法上の要請による、必要最小限度の制約に服するものと解する。そして、必要最小限度の制約か否かは、権利を制限することによってもたらされる利益と、それを制限しない場合に維持される利益を比較衡量して判断されるべきであると解する。
これを本問についてみると、報道関係者による犯罪被害者等に対する取材等を制限することにより、犯罪被害者等のプライバシーが守られ、日常生活の平穏が保たれるという利益がもたらされると考えられる。
しかし、本件立法が無くとも、犯罪被害者等は自己の意思により取材等を断ることは可能である。また、本件立法はほぼ一律に報道関係者による犯罪被害者等に対する取材等を制限するものであるが、本件立法の目的が「犯罪被害者及びその家族等の保護」であることに照らすと、過剰な取材行為のみを禁止するなど取材の態様を限定することによってもこのような目的を達成することができ、本件立法は処罰前に命令が発出されることを考慮したとしても取材の自由に対する過度な制約であるといえる。さらに、犯罪被害者等は犯罪につき関係者である場合もあり、そのような場合に犯罪被害者等に対する取材により得られる情報は、国民の知る権利に資する重要なものであるといえる。
3. 以上より、本件立法は憲法21条により尊重されるべき取材の自由を過度に制約するものであり、違憲であると考ええる。

コメントの追加 [弁護士 中野知美1]: 前提としての「取材の自由」に関する事情が端的にまとめられています。

コメントの追加 [弁護士 中野知美2]: OKです。

コメントの追加 [弁護士 中野知美3]: 犯罪被害者が、通常の取材対象と異なり、「何の落ち度もなく、悲観の極みというべき状況」にありうることにについては、どのように位置づけられそうでしょうか。

コメントの追加 [弁護士 中野知美4]: よい視点です。

コメントの追加 [弁護士 中野知美5]: 本件では、取材ができる場合として、犯罪被害者等の同意があった場合とされており、すべての取材行為を禁止しないようにしていますが、これをもってしても過度な制約となりそうでしょうか。また、過剰な取材行為のみを禁止するとした場合、具体的にはどのような方法が考えられそうでしょうか。

コメントの追加 [弁護士 中野知美6]: 命令が憲法上適正な手続により出されることについてはどうでしょうか。

コメントの追加 [弁護士 中野知美7]: 国民の知る権利に資する情報としては、どのようなものが考えられそうでしょうか。

以上